

自主防犯活動の手引き

～「犯罪のない 明るく住みよい街 仙台」の実現を目指して～



仙台市防犯協会連合会・仙台市

令和6年4月

目次

はじめに

1	地域安全活動とは	2
2	組織	
(1)	組織図	3
(2)	公益社団法人宮城県防犯協会連合会（県防連）	4
(3)	仙台市防犯協会連合会（市防連）	4
(4)	地区防犯協会連合会（地区防連）	4
(5)	単位防犯協会（単協）	4
(6)	防犯指導（実働）隊・防犯女性（婦人）部	4
(7)	防犯連絡所	5

活動編

3	地域安全運動	6
4	街頭キャンペーン	6
5	防犯パトロール	7
(1)	防犯パトロールのポイント	8
(2)	パトロールのやり方	8
(3)	ホットスポット	8
(4)	パトロールの活動物品	9
(5)	パトロールの注意点	10
(6)	パトロール Q&A	11
6	その他の取り組み	11

事務処理編

7	活動助成金等について	14
8	報告書類等について	15
9	表彰制度について	17
10	防犯ベスト・帽子の取り扱いについて	19
11	傷害保険等について	19

要綱

12	「仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱」	22
----	----------------------	----

各種様式

13	「不審者情報一斉配信メール登録（変更・削除）依頼」	35
14	「防犯指導（実働）隊設置状況報告書」	36
15	「防犯女性（婦人）部設置状況報告書」	37
16	「防犯指導（実働）隊員簿」	38
17	「防犯女性（婦人）部員簿」	39
18	「防犯指導隊員・女性部員異動報告書」	40
19	「地域安全運動実施状況報告書」	41
20	「活動実施状況報告書」	42
21	自主防犯活動の手引き 改訂履歴	43

はじめに

～「犯罪のない 明るく住みよい街 仙台」の実現を目指して～

本市では、仙台市安全安心街づくり条例に基づき、仙台市安全安心街づくり基本計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一体となって地域の防犯力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪をつくりださない環境を整備し、市民が安全で安心して暮らせる街の実現を目指しています。

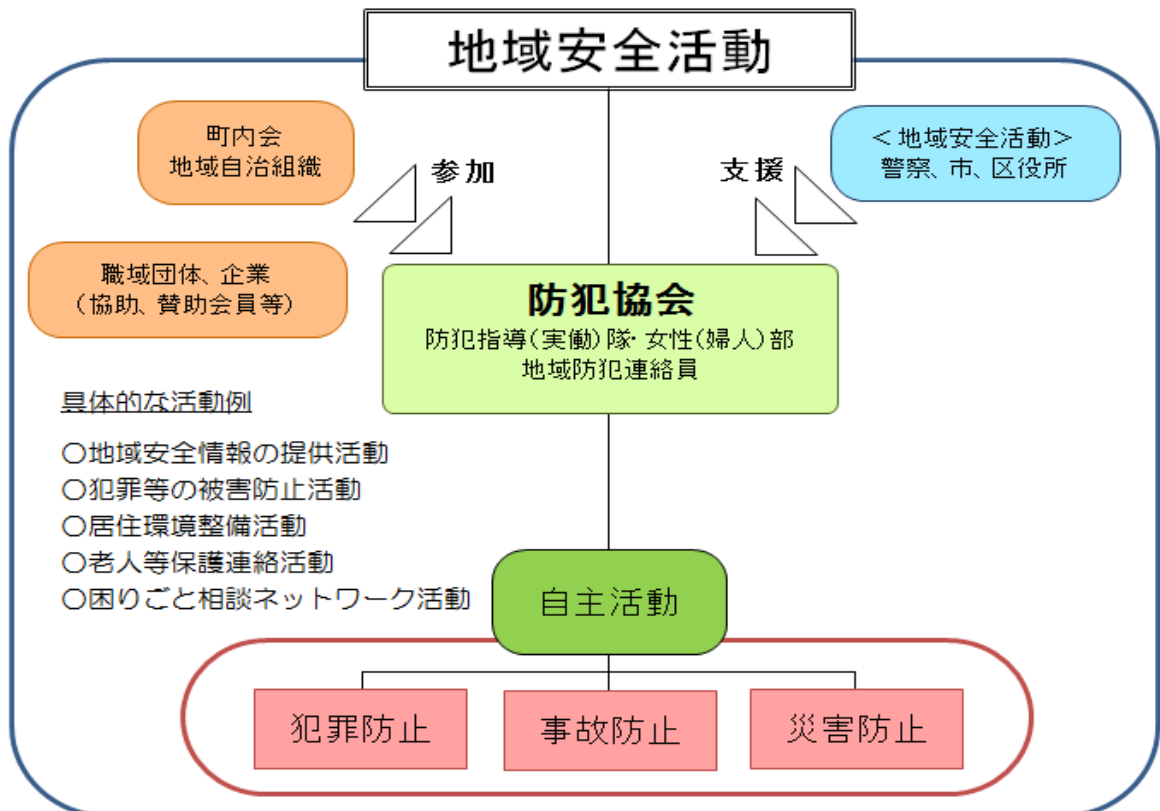
このマニュアルは、防犯協会の皆様が地域のリーダーとして実施する自主的な防犯活動をサポートするために、防犯活動のノウハウや団体の事務処理等を分かりやすく明記することで、さらなる地域安全活動の推進に役立てていただくために作成したものです。

是非、ご活用していただければ幸いです。

1 地域安全活動とは

安全で住みよい地域社会を実現するために、警察が行う地域活動とともに、地域住民の生活に危険を及ぼす犯罪や事故、災害を未然に防止する地域の皆さんの自主的な活動を言います。

この活動は、防犯協会が中心になり、警察や自治体の支援を受け、町内会等の地域自治組織や企業、職域団体なども参加して行います。



2 組織

(1) 組織図

(令和6年4月1日現在)



※各地区及び単位防犯協会は、全国防犯協会連合会の組織体系として宮城県防犯協会連合会の下部組織となる。
仙台市防犯協会連合会は、昭和63年10月12日に設立し各地区及び単位防犯協会を支援している。

総数	・6地区防犯協会連合会	
	・単位防犯協会	72力所
	・防犯指導隊	66隊 1,295名
	・防犯女性部	36部 534名
	・防犯連絡所	2,431力所

(2) 公益社団法人宮城県防犯協会連合会（県防連）

宮城県警察及び県内25警察署単位ごとに設けられた地区防犯協会連合会等と相互の連絡調整を図り、民間の立場から効果的な防犯活動を推進するとともに、県民の防犯思想を高め、もって「犯罪のない明るく、住みよい地域社会」の実現に寄与することを目的とする団体です。

事務局：多賀城市鶴ヶ谷一丁目4-1 宮城県多賀城分庁舎2階

(3) 仙台市防犯協会連合会（市防連）

仙台市防犯協会連合会は、「犯罪のない 明るく住みよい街 仙台」の実現を目標に、市内各地区防連相互の円滑な活動を促進するため、昭和63年10月12日に発足した団体です。

事務局：仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル9階
仙台市役所 市民生活課内

(4) 地区防犯協会連合会（地区防連）

地区防犯協会連合会は、「犯罪のない安全で住みよい地域社会の実現」を目標として、警察署単位に設置され、地域住民の防犯思想の普及高揚を図るとともに、単協の円滑な活動を促進することを目的とする団体です。

事務局：仙台市市内各警察署 生活安全課

(5) 単位防犯協会（単協）

単協は、地域住民が中心となり、交番を拠点とし町内会、学校、警察、市・区役所、事業者等と連携しながら、「犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現」を目指して、自主的に地域安全活動に取り組んでいる団体です。

(6) 防犯指導（実働）隊・防犯女性（婦人）部

単協の下部組織として位置付けされ、地域安全活動における指導者として実働する部隊です。

(7) 防犯連絡所

防犯連絡所とは、防犯協会や警察と緊密な連携をとり、地域の安全活動を進める拠点となっている所です。防犯連絡所の方々は、「地域防犯連絡員」として、自主防犯活動の推進や警察・防犯協会からの広報資料等の配布・回覧、防犯会議の開催等、自主防犯活動に取り組んでいます。

地域防犯連絡員は、地区防連会長と警察署長の連名により委嘱されるもので、任期は2年となっています。

活 動 編

活動編では、地域安全活動の種類や、防犯パトロールにおけるポイントや注意点などをまとめています。本編を参考に、自分たちの実情に合った活動を行い、みなさんで安全で安心して暮らせる地域をつくりましょう。

3 地域安全運動

防犯協会をはじめとする地域安全に関係する機関や団体と警察が、春・夏・秋・冬の季節毎に一定の期間の中で、地域安全活動の強化のため、街頭キャンペーンや防犯パトロールなどを実施することにより、安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とした運動です。

◆年間の地域安全運動

- | | |
|-------------|--|
| ・春の地域安全運動 | 期間： 4/15 ～ 5/14 |
| ・夏の地域安全運動 | 期間： 7/15～ 8/25 |
| ・全国地域安全運動 | 期間：10/11～ 10/20
：10/11 安全安心なまちづくりの日 |
| ・年末年始地域安全運動 | 期間：12/1 ～ 1/7 |

4 街頭キャンペーン

- (1) 街頭キャンペーンは、商店街や銀行・郵便局、駅など、人が多く集まる場所において、防犯啓発用品やチラシなどを配布しながら、犯罪の被害に遭わないよう呼びかけ、地域の皆さんの防犯意識を高める活動です。

街頭キャンペーンは地域安全運動期間中に多く実施されるほか、運動期間以外であっても単協が独自で活動を実施することもあります。

※特殊詐欺被害防止、自転車盗難防止、空き巣・忍び込み等の侵入犯罪被害防止キャンペーンなどです。

- (2) 街頭キャンペーンを行うときには、実施する場所や、立て看板・のぼり旗を使用するか、チラシ等を配布するか等によって、警察の道路使用許可が必要な場合があります。

実施計画を作成した時点で、警察署の交通課等に相談し、必要がある場合は実施計画者の方で申請をしてください。(手数料が必要となる場合があります。)

更に、トラブル防止のため、実施する場所の所有者や管理者に、事前に了承を受けておく方がよいでしょう。

5 防犯パトロール

地域内の、学校・公園・通学路・路上等で犯罪の起こりやすい場所（ホットスポット）を確認・選定し、子どもの登校・下校時間に合わせた子ども見守り活動を行い、徒歩や青パトにより地域を巡回し、安全点検を実施する活動です。活動中は、地域のみなさんにあいさつをするなど直接コミュニケーションが取れる活動です。防犯パトロール中に、一人暮らしの高齢者宅訪問や道路のゴミ拾い等の清掃活動を実施している地区もあります。

※青パトとは…… 青色回転灯を装備した自主防犯活動用自動車の通称名です。

一般自動車に、回転灯を装備することは禁止されていますが、地方自治体や自主防犯団体と認められた団体などに限り、青色回転灯を装備することが出来ます。（マグネットで一時的に装着することも禁止です。）

青パトが始まったのは、平成 16 年 12 月からです。多発する犯罪の予防策として、警察や地域の防犯団体などによる警戒パトロールを実施してきましたが、少ない人員で広範囲をカバーするため、一定の要件を満たした場合に視認性の高い青色回転灯を装備し、パトロールをすることが認められることとなりました。

青パトによるパトロールを始めるときは、下記のとおり各種手続きが必要となります。詳しくは、各警察署の生活安全課に相談してください。

《青パト申請の流れ》

青パトによるパトロールを計画している団体 ※個人での申請は出来ない

管轄の警察署生活安全課に

- ・自主防犯団体としての認定を申請する ※注
- ・証明書交付に必用な講習会の開催を申請する

警察署に「証明書」及び「パトロール実施者証」の発行申請を行う

警察署より「証明書」を受領したなら、「証明書」と、パトロールに使用する車両の「車検証」を持って、運輸支局に行き、自主防犯パトロールを行う車両であると車検証の記載変更を行う ※軽自動車・・・軽自動車検査協会

警察署から「証明書」「標章」及び「パトロール実施者証」を受領したなら、青色回転灯を準備し、パトロールを開始

※注・・・市区町村から防犯団体と認定されているところは必要なし

(1) 防犯パトロールのポイント

防犯パトロールは、地域内の見回りをするすることで、犯罪者に犯行のスキを与えないことを目的としています。不審者（車）がないか、危ない箇所がないかをチェックするとともに、地域の人に積極的に声をかけてコミュニケーションを図りましょう。

●気楽に！

気負わず、肩肘を張らず、日常生活の一部として気楽にやりましょう。

●気長に！

短期間では活動の効果は実感できないものです。

気長に続ければ、やがて気づかないうちに防犯の輪が広がり、犯罪の起こりにくい環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

●危険なく！

無理な追跡や単独パトロールなど危険なことをする必要はありません。

せっかくパトロールをしても、メンバーが事故にあったり、けがをしたのでは、継続することが難しくなってしまいます。

(2) パトロールのやり方

◎犯罪の起こりやすい場所（ホットスポット）を重点的にパトロールする。

➢ホットスポットには一定時間(5～10分程度)とどまる

◎パトロールを行うたびに、パトロールのルートを変更しない

◎小学生の下校時間帯を中心に通学路周辺を見回る

◎日頃から学校や交番等と連携し、地域の実情にあった見回り活動を行う

(3) ホットスポット

「誰もが入りやすく」「見えにくい」場所で、犯罪が起りやすくなります。

活動する地域を回って、次のような危険が潜んでいる箇所がないか、チェックしましょう！地域安全マップの作成も効果的です！

●路上（道路）

- ・裏道や路地など見通しが悪く、人通りが少ない
- ・高い塀が並んで周囲の家などからの目が届かない

●公園

- ・裏道や路地など見通しが悪く、人通りが少ない
- ・大きな樹木に囲まれており、周囲から公園全体を見渡すことができない
- ・外周がフェンスなどで囲まれておらず、どこからでも出入りができる

●駐車場

- ・出入口の限定がなく、どこからでも出入りや通り抜けができる
- ・管理者や周囲の目が届かない
 - 利用者以外の者が車を駐車していても不審に思われません

●その他

- ・出入口の限定がなく、どこからでも出入りや通り抜けができる場所
- ・落書きや不法投棄（ゴミ）が多い場所
- ・立入禁止のロープなどで囲まれていない空き地や空き家
- ・周囲から見通しの悪い非常階段
- ・街灯が少ない、大きな樹木に囲まれているなど暗いところが生じている場所
- ・人通りが多い場所（意識が分散し、心理的に無関心が生まれている）…など

（４）パトロールの活動物品

●ジャンパー、ベスト、帽子、腕章、たすき

パトロールをしていることが見てわかるように、「パトロール」などと記載されたジャンパーや帽子などを着用しましょう。目立つように蛍光色で揃いの帽子、ジャンパー、ベスト、腕章、たすきなどを着用してパトロールをすると、効果的で事故防止にも役立ちます。



●夜光反射材

夜間パトロールの際は、交通事故にあわないように夜光反射材などを身につけましょう。特に、夕暮れ時はドライバーから歩行者が見えにくくなりますので、できる限り夜光反射材のついた衣服を着用しましょう。

●懐中電灯

夜間パトロールの際は、危険回避のために懐中電灯を携行しましょう。棒型の合図灯を活用しているところもあります。



●メモ帳・ペン

危険な場所や不審な車の特徴などをメモして、通報する際や他の人に伝えるときなどに役立ちます。

●携帯電話

事件・事故を目撃したときの通報やメンバーの連絡に役立ちます。

●防犯ブザー・警笛

危険を感じたときや事件を目撃したときなどに鳴らしてください。

●日誌

パトロールを実施した時は、できるだけ日誌を作成しましょう。

後日、何かトラブルや問題などが発生した時、日誌を作成しておくことにより参考となる事が判明する場合がありますので、できるだけ作成しておきましょう。

記載しておく内容としては

実施日時、実施地域、実施者、特異事項の有無
は必要と思われます。

(5) パトロールの注意点

●危険なことはせずに早めに通報を！

パトロール中に不審者や不審車両を発見したり、事件や事故を目撃したら、追跡など危険なことはせずに、直ちに110番通報をしてください。

まずは、第一報で通報して、事案の発生を知らせてください。くわしいことは、第二報で！！

☎ 110番のかけ方

携帯電話、一般電話、公衆電話のいずれからでも、「110」とダイヤルすれば、110番通報を受理する宮城県警察本部通信指令室につながります。

通報を受けた警察官が次のような点について順を追って聞きますので、落ち着いて応えてください。

- ◇ 何があったのか
- ◇ いつ
- ◇ どこで（目標物などがあれば教えてください）
- ◇ 犯人・不審者は（性別、人相、服装、車両、逃走方向）
- ◇ 被害状況（けが人など）
- ◇ 通報者であるあなたの名前、電話番号 など

●交通事故に注意！

夜間のパトロール時には、夜光反射材や懐中電灯などを活用し、ドライバーから容易に目につくように心がけ、交通事故にあわないように十分注意してください。

複数人でのパトロールの際は、互いに声を掛け合しましょう。

●プライバシーを尊重し、秘密を守る！

パトロール中に知り得た他人のプライバシーは守りましょう。

●気楽に警察に相談を！

パトロールの注意点や危険な場所、事件や事故の発生状況など、わからないことがあれば、警察署（交番、駐在所）に相談してください。



(6) パトロール Q&A

Q1 あいさつや声かけなどの簡単なことをするだけで、効果があるのですか？

A1 ある調査では、空き巣狙い犯が犯行をあきらめた理由として「声をかけられたこと」を挙げています。声をかけられ顔を見られることにより出鼻をくじかれたり、犯罪を思いとどまったりするので、犯罪の抑止には大変効果があります。また、声かけ運動が定着することにより、広く地域全体が顔見知りになることから、地域の連帯感も強化されます。

Q2 少年達が集まっているのを見かけたら、どうしたらよいですか？

A2 地域の少年達が集まって座っているだけならば、あいさつをするなど気軽に声をかけてください。喫煙や飲酒などの不良行為をしている場合でも、頭ごなしに怒るのではなく、まず、声をかけて状況をみながら、穏やかな態度で接しましょう。ただし、けんかや注意しても不良行為を止めない場合などは、警察に連絡してください。

6 その他の取り組み

(1) 防犯研修会

市防連では、単位町内会長及び防犯指導隊員、防犯女性部員を対象に、防犯に関する知識を深め、日々の防犯活動の参考としていただくよう、毎年、講師等を招いて「防犯研修会」を開催しています。

- 開催時期 7月～8月初旬に開催（近年は土曜日開催）
- 受講定員 単協会長1名、防犯指導隊員2名、防犯女性部員2名
（最大で単協から5名まで参加可）

(2) 防犯出前講座

仙台市内においては、幅広い年齢を対象とした還付金詐欺や架空請求詐欺が特に急増しています。特殊詐欺1件あたりの被害額も非常に高額になっており、家族の将来の大切な蓄えなどが、一瞬にしてだまし取られてしまう極めて悪質な犯罪です。

市防連では、市民の皆さまが、これらの特殊詐欺等の被害に遭わないように、出前式の防犯講座を実施しています。「防犯協会」はもとより、各地域の「町内会」「老人クラブ」等で、ぜひ、お知らせください。



- 日 時：平日 午前9時～午後4時（60分～90分程度）

➤曜日・時間については要相談

- 講座内容：特殊詐欺（振り込め詐欺等）の手口と対応策
侵入犯罪（空き巣、忍び込み等）の被害防止対応策
各種犯罪被害への対応策
仙台市の犯罪発生状況等
- 開催場所：会場の手配や駐車場等の確保については、団体でご準備願います。
- 費用：無料
- お問い合わせ・お申し込み

仙台市青葉区二日町 1-23 アバンネット勾当台ビル9階
仙台市防犯協会連合会事務局・仙台市市民生活課
TEL：214-4261 FAX：214-1091
メール：cp@sendai-bouren.jp

（3）防犯広報紙の発行

地区ごと防犯協会の活動紹介のほか、市内の犯罪情勢や刑法犯罪認知件数の推移、直近の事件や多発する犯罪への対処法など、みなさまの防犯意識の向上と防犯活動の活性化を目的として年に2回（7月と2月）「NEW 防犯せんだい」を発行しています。

単協へ配布しておりますので回覧をお願いします。

（4）犯罪に関する情報の収集

《児童生徒の安全確保に向けた一斉配信メール》

保護者や警察などから、不審者情報を寄せられた小学校では、近隣の幼稚園や保育施設、児童館等に、一斉にメールで情報を配信しています。

この一斉配信メールは、一般の方も登録し、メールを受信することができます。

各地区の活動を、より効果的に行う際の重要な情報源として活用出来ますので、積極的な登録をお願いします。

- 登録できる方：会長、副会長、防犯指導隊・女性部で不審者情報が必要な方
- 登録方法：「不審者情報一斉配信メール登録（変更・削除）依頼」（P35）様式に協会内の登録者メールアドレスを取りまとめのうえ、直接小学校まで提出してください。
- その他：メールアドレスがわからない、記入方法がわからないなどの場合は、市防連までお問い合わせ願います。

※地域の不審者情報をいち早く把握するため、積極的に登録をしていただきますようお願いいたします。

《みやぎセキュリティメール（宮城県警）》

宮城県警察では、県内で発生した「犯罪発生情報」や犯罪被害に遭わないための「防犯情報」などをメールで配信しています。

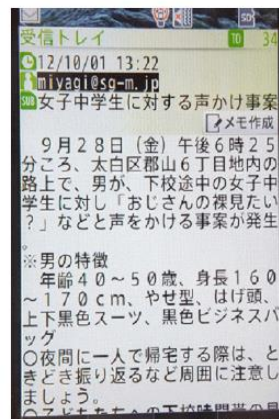
被害に遭わないためにも「みやぎセキュリティメール」に登録し、情報を活用してください。

※詳しくは宮城県警のホームページをご覧ください。

<https://www.police.pref.miyagi.jp/hp/seian/gaitohanzai/securitymail/index.html>

🔍 みやぎセキュリティメール検索 🔍

配信される内容	
▶▶	子どもと女性の安全に関する情報
▶▶	街頭犯罪等の発生・検挙情報
▶▶	多発する犯罪等に関する情報
▶▶	自主防犯活動への活用情報
▶▶	県警からのお知らせ



事務処理編

事務処理編では、単協及び地区防連の一般的な事務処理の手順をまとめています。各種報告書類の提出時期・提出先や部数のほか、活動助成金や勤続表彰等の制度の説明、活動中にけがを負った場合の障害保険の案内など、事務処理をスムーズに進める一助となれば幸いです。

7 活動助成金等について

仙台市は、犯罪のない安全な地域づくりのため、地域の防犯活動を実施する防犯協会等の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

「仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱」による市からの補助金（P22 参照）

（1）対象

- ①単協
- ②地区防連

（2）対象経費

- ・防犯活動に要する経費

（3）補助金の額

- ①単協
 - ・協会運営費として 5万5千円（基本となる補助金額）
 - ・防犯指導隊としての活動がある場合 1万円を加算
 - ・防犯女性部としての活動がある場合 1万円を加算

※団体により5万5千円～7万5千円
- ②地区防連 84万円

（4）申請手続き

- ①申請書類等
 - ・交付申請書（P27 参照）
 - ・事業計画書
 - ・収支予算書
 - ・会則
 - ・役員名簿 各1部
- ②申請時期と提出先
 - ・毎年6月30日まで 所在地の区役所区民生活課または、宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所まちづくり推進課に提出

(5) 事業実績報告

①報告書類

- ・事業報告書 (P33 参照)

②提出時期と提出先

- ・4月に入ったら、速やかに、所在地の区役所区民生活課または、宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所まちづくり推進課に提出

8 報告書類等について

年間を通して、単協又は、地区防連が報告（提出）すべき書類等について、その時期と報告（提出）先をまとめました。

《年度当初の報告》

(1) 報告書類

①総会資料

②役員名簿

③防犯指導（実働）隊設置状況報告書 (P36 参照)

④防犯女性（婦人）部設置状況報告書 (P37 参照)

(2) 報告部数及び報告先

単位防犯協会

- ▼ 4～6月の総会終了後速やかに
- ▼ ①② 各2部を地区防連に提出
- ▼ ③④（設置の団体のみ）各1部を地区防連に提出

地区防犯協会連合会 事務局

- ▼ 地区防連は、①②は、2部のうち1部を市防連に転送
- ▼ ③④は、写しを各1部市防連に提出

仙台市防犯協会連合会

(3) 新規・退任の指導隊員（女性部員）の取り扱い

- ・地区防連は、新規加入の隊員（部員）に対し、防犯ベストと帽子を貸与する。
- ・退任する隊員（部員）は、防犯ベストと帽子を地区防連に返却する。

《年の途中の異動等報告》

年間をとおして、新規加入の隊員（部員）があった場合、または、退任する隊員（部員）がある場合は、その都度（随時）次の報告を行う。

(1) 報告書類

- ①防犯指導（実働）隊員簿、防犯女性（婦人）部員簿（新任の場合 P38,P39 参照）
- ②防犯指導隊員・女性部員異動報告書（退任の場合 P40 参照）

(2) 報告部数及び報告先

単位防犯協会

- ▼ ①②、1部を地区防連に提出 △ ①の防犯ベスト、帽子を貸与
- ▼ ②は防犯ベスト、帽子も返却

地区防犯協会連合会

- ▼ 地区防連は、写しを市防連に提出

仙台市防犯協会連合会

◀防犯活動報告▶

季節（春・夏・全国・年末年始）地域安全運動終了後に、その期間中に実施した活動の報告と、日ごろの地域安全活動の実施状況を地区防連に報告する。

(1) 報告書類

- ①季節（春・夏・全国・年末年始）地域安全運動の活動報告（P41 参照）
- ②日ごろの地域安全活動の実施状況報告（P42 参照）

(2) 報告部数及び報告先

単位防犯協会

- ▼ 春・夏・全国・年末年始の地域安全運動終了後速やかに
- ▼ ①② 各1部を地区防連に報告

地区防犯協会連合会

- ▼ 地区防連は、①②の写しを添付し、市防連に報告。

仙台市防犯協会連合会

9 表彰制度について

多年にわたり、防犯意識の普及高揚、防犯施設の整備拡充等、地域における防犯活動に尽力又は協力援助し、犯罪の防止に多大な功労があった者や、防犯指導隊員や防犯女性部員として永年勤続し、その勤務成績が優秀で他の隊員の模範となる隊員などを、地区防連会長の推薦により表彰している。

《表彰区分》

(1) 防犯功労団体表彰

多年にわたり、防犯意識の普及高揚、防犯施設の整備拡充等、地域における防犯活動を組織的に推進し、犯罪の防止に多大な業績があったと認められる団体

(2) 防犯功労者表彰

多年にわたり、防犯意識の普及高揚、防犯施設の整備拡充等、地域における防犯活動に尽力又は協力援助し、犯罪の防止に多大な功労があったと認められる者

(3) 防犯指導隊員等表彰

防犯指導隊並びに防犯女性部員（以下「隊員」という）として、次の各号に該当する者

- ア 隊員として10年勤務し、その勤務成績が優秀で他の隊員の模範となると認められる隊員
- イ 隊員として20年勤務し、その勤務成績が優秀で他の隊員の模範となると認められる隊員
- ウ 永年にわたり、防犯運動の推進と防犯思想の高揚のため、率先して特に献身的な努力をした隊員
- エ 隊員として5年以上勤務し、退任した者で、その勤務成績が優秀で他の隊員の模範となると認められる者

《表彰者及び表彰式》

○表彰者

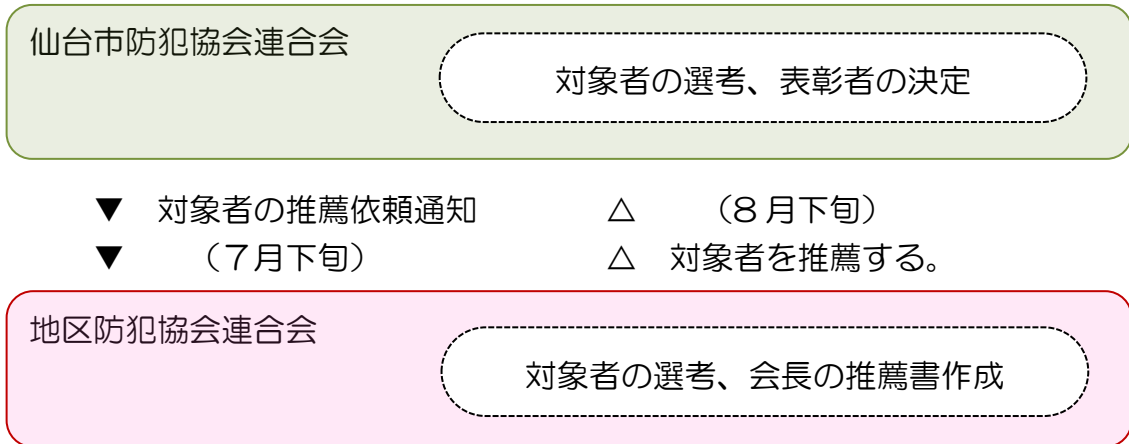
- ・(1) 及び (2) は市長と市防連会長の連名
- ・(3) は市長

○表彰式

- ・全国地域安全運動仙台市大会の席上で表彰されます。

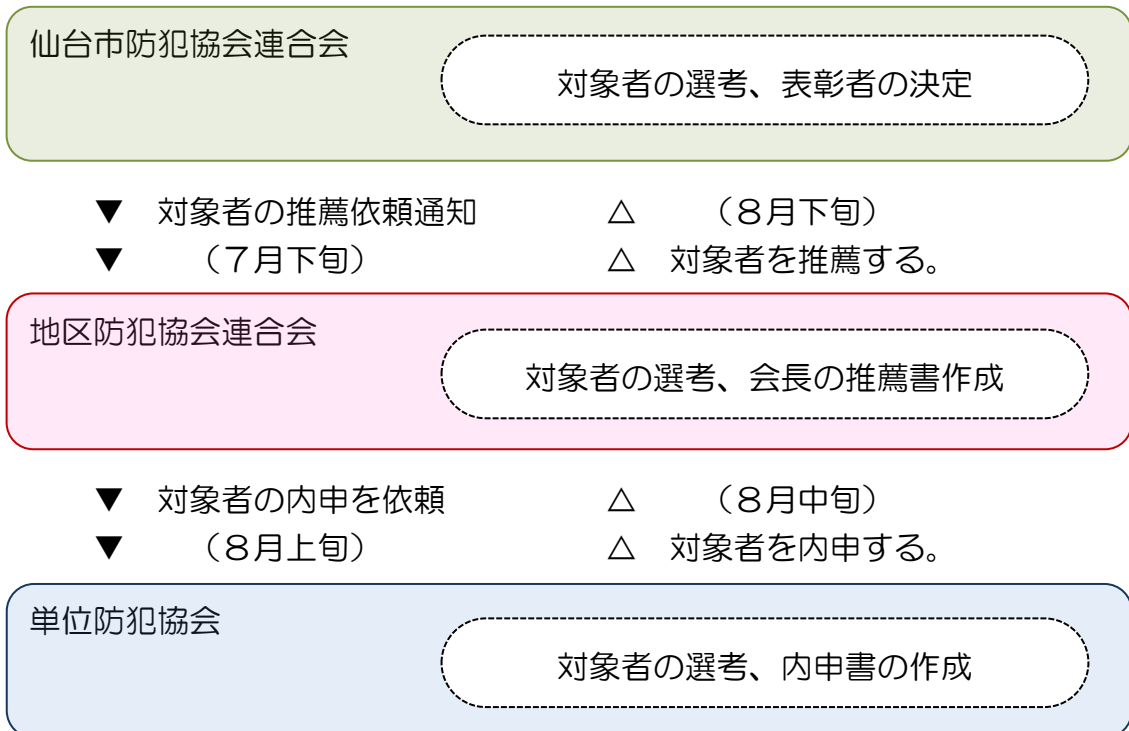
◀推薦の流れ▶

○表彰区分（１）「防犯功労団体表彰」及び（２）「防犯功労者表彰」について



※「防犯功労団体表彰」及び「防犯功労者表彰」は、地区防連のみの事務になります。

○表彰区分（３）「防犯指導隊員等表彰」について

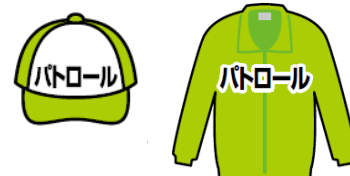


10 防犯ベスト・帽子の取り扱いについて

単協の実働用として、市防連が、防犯ベストと帽子を貸与し、活用していただいておりますが、今後の取り扱いについてまとめました。

(1) 貸与対象者

新加入の防犯指導隊員及び防犯女性部員が対象です。



(2) 新加入の手続き

防犯指導（実働）隊員簿又は防犯女性（婦人）部員簿を作成し、提出してください。

(3) 汚損・破損の場合

著しい汚損や破損の場合は、各地区防連に連絡し、交換してください。

(4) 退任する時

退任するときは、持っているベストや帽子を各地区防連に返納してください。併せて、防犯指導隊員・女性部員異動報告書を作成し、各地区防連に提出してください。

(5) 単協として購入したい場合

年に1度、市防連が市内の単協に購入希望を照会し、購入枚数を取りまとめ、業者と見積もり合わせを行います。

単価が決まりましたら、単協あてに通知しますので、契約及び支払いは、単協に行っていただきます。

※購入枚数が多くなるほど安価になります。

※希望個数の増数は可能ですが、減数はできません。

※詳しくは、市防連までお問い合わせください。

11 傷害保険等について

日ごろ、地域で防犯活動を行っている防犯協会の皆さんが対象となる、補償制度・傷害保険について、とりまとめご案内します。

(1) 仙台市市民活動補償制度 (※加入手続き不要)

①対象者：仙台市民

②対象活動：防犯活動や町内会活動など地域社会づくりに関する活動。ただし、下記の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・活動が計画的・継続的に行われていること
- ・無報酬で行っていること（昼食代・交通費等の実費支給は無報酬とみなします）
- ・広く公共の利益を目的とした自発的な活動であること
（自己や特定の者のための活動、懇親や娯楽を目的とした活動、営利を目的とした活動等は対象外です）
- ・仙台市内における活動であること
- ・活動の目的が、特定の政治や宗教等にかかわるものではないこと

③保険料：補償対象者の負担なし

④保障内容

<傷害事故>

市民活動中に発生した急激かつ偶然な事故により、市民活動に取り組む市民が死亡又は負傷した場合に補償金が支払われます。

○補償金の種類

- ・死亡補償金 290万円
- ・後遺障害補償金 8万7千円～290万円
- ・入院、通院補償金（入院）2,700円/日
（通院） 900円/日
- ・手術補償金 入院補償金日額に手術の種類に応じた倍率を乗じます

<損害賠償責任事故>

市民活動に取り組む市民が、活動中の過失により他人の生命、身体又は財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められた場合、市民活動団体又は指導者等が法律上の賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で補償金が支払われます。

○補償金の種類

- ・身体賠償 1名につき100万円まで、1事故につき500万円まで
- ・財物賠償 1事故につき50万円まで
- ・保管物賠償 1事故につき50万円まで

⑤事故発生時の手続き

各区役所まちづくり推進課・各総合支所まちづくり推進課に連絡するとともに、市防連に連絡ください。

（2）普通傷害保険

県防連が加入（※加入手続き不要）

- ①対象者：宮城県内防犯指導隊員等
※一回の活動につき補償対象となるのは23名まで
- ②対象活動：防犯活動中の事故

③保険料：補償対象者の負担なし

④保障内容：傷害事故

<補償金の種類>

○死亡後遺障害 300万円

○入院・通院 (入院) 4,500円/日

(通院) 2,500円/日 ※入通院は1日目から対象

⑤事故発生時の手続き

県防連に連絡するとともに、市防連に連絡ください。

(3) 防犯協会員団体総合保障保険

(公財) 全国防犯協会連合会 (※単協の加入手続き必要)

①対象者：防犯協会員

②対象活動：防犯活動中の事故

③保険料：補償対象者の負担 165円~/人・年間

④保障内容

<傷害事故>

・死亡、後遺障害 300万円~

・入院、通院 (入院) 3,000円~/日

(通院) 1,000円~/日

・手術 入院中に受けた手術：入院保険金日額の10倍

外来の手術：入院保険金日額の5倍

<賠償責任事故>

・対人賠償 1名につき 2,000万円、1事故につき 1億円

・対物賠償 1事故につき 200万円

⑤加入手続き：県防連にご連絡してください。

保険引受け会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

※詳しい内容については、直接、県防連にお問い合わせ下さい。

(公益社団法人) 宮城県防防犯協会連合会 電話 022-355-7401

※加入について市防連への連絡は不要です。

仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱

(平成17年3月31日市民局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安全な地域づくりのため、地域の防犯活動を実施する防犯協会等の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる防犯団体（以下「補助事業者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 仙台市防犯協会連合会
- 二 地区防犯協会連合会
- 三 単位防犯協会
- 四 防犯重点地区推進団体

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、補助事業者が実施する防犯活動（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める金額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、仙台市防犯団体に対する補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の6月30日までに市長に提出して行うものとする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 会則
- 四 役員名簿

(交付の決定等)

第6条 市長は、申請が到達してから20日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市防犯団体に対する補助金交付決定書（様式第2号）により行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市防犯団体に対する補助金事業変更等承認申請書(様式第3号、第4号)により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市防犯団体に対する補助金事業変更等承認通知書(様式5号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から20日を経過した日までに仙台市防犯団体に対する補助金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市防犯団体に対する補助金事業実績報告書(様式第7号)に次の書類を添えて、補助事業完了後、速やかに行わなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 収支計算書又は収支を証する書類
- 三 その他必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市防犯団体に対する補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、第9条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、補助金を規則第15条ただし書きの規定による概算払いにより交付する

ものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

2 前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、生活安全安心部長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
2. 仙台市防犯団体に対する補助金要綱（平成4年6月1日市民局長決裁）は、廃止する。

附 則（平成18年3月30日改正）

この要綱は、平成18年3月31日から実施する。

附 則（平成22年3月26日改正）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成25年3月28日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月30日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月28日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年6月1日改正）

この改正は、令和2年6月1日から実施する。

附 則（令和3年3月23日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年4月1日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

補助金の交付対象者	補助金の額
仙台市防犯協会連合会	補助事業に対する経費とし、予算の範囲内で市長の定める額とする。
地区防犯協会連合会	<p>補助事業に対する経費とする。その額が、下記の金額の合計額を超えるときは、その合計額とする。</p> <p>一 連合会運営費 84万円</p> <p>二 防犯対策重点地区活動費</p> <p>（1）新規（1地区あたり） 10万円</p> <p>（2）継続（1地区あたり） 5万円</p>
単位防犯協会	<p>補助事業に対する経費とする。その額が、下記の金額の合計額を超えるときは、その合計額とする。</p> <p>一 協会運営費 5万5千円</p> <p>二 防犯指導隊活動費 1万円</p> <p>三 防犯女性部活動費 1万円</p>

様式第1号

仙台市防犯団体に対する補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称 及び概要	
2 補助事業費	
3 補助金交付申請額	金 円
4 添付書類	1 事業計画書 (別添1) 2 収支予算書 (別添2) 3 会則 (別添3) 4 役員名簿 (別添4)

仙台市防犯団体に対する補助金交付決定書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、〇〇年〇〇月〇〇日までに申請を取り下げることができます。

年 月 日

仙台市長

印

1 補助事業の名称	
2 補助内示額	金 円
3 補助の条件	<p>1 仙台市補助金等交付規則及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。</p> <p>2 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をするとき、及び補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。</p> <p>3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。</p> <p>4 補助事業を行うために締結する契約は、一般競争入札など本市が行う契約手続に準拠して行ってください。</p> <p>5 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項による加算金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき</p> <p>② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき</p> <p>③ 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき</p> <p>6 上記 5 において、納期日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による遅延損害金を納付しなければなりません。</p> <p>7 補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することはできません（耐用年数期間〇〇年を経過した場合を除く）。</p> <p>8 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。</p> <p>9 補助金は概算払としますので、年度内に精算してください。</p> <p>10 仙台市防犯協会連合会に対する補助金は、次による 4 回の分割払いとします。</p> <p>(1) 〇月〇円 (2) 〇月〇円 (3) 〇月〇円 (4) 〇月〇円</p>

※ 10 は仙台市防犯協会連合会に対する補助金交付決定の場合のみの記載とします。

様式第3号

仙台市防犯団体に対する補助金事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第1号及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 交付申請書(様式第1号)の添付書類のうち変更に係る書類
 - (2) その他必要な書類

様式第4号

仙台市防犯団体に対する補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 4 添付書類

様式第5号

仙台市防犯団体に対する補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました仙台市防犯団体に対する補助金事業（変更・中止・廃止）について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第7条第3項の規定により、通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1 補助事業の 名 称	
2 補助内示額	金 円
3 承認の内容	①下記のとおり事業を変更すること ②事業を中止すること ③事業を廃止すること
4 承認の理由	

様式第6号

仙台市防犯団体に対する補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり不服があるので、仙台市補助金等交付規則第7条及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第8条の規定により、申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助内示額
- 3 申請年月日
- 4 不服のある交付の決定内容又は決定に付された条件及びその理由

仙台市防犯団体に対する補助金事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

〇〇年〇〇月〇〇日付仙台市〇〇指令第〇号で交付決定がありました標記補助金に係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 事業の概要

① 〇〇〇・・・

② 〇〇〇・・・

3 事業内容

① 実施期間

② 支出済事業費総額

③ 〇〇〇・・・

④

4 〇〇〇

5 添付書類

① 事業報告書

② 収支決算書

③ 補助対象経費支出内訳書

④ 〇〇〇・・・

様式第8号

仙台市防犯団体に対する補助金確定通知書

仙台市〇〇指令第〇号

様

〇〇年〇〇月〇〇日付けで実績報告のあった補助事業については、仙台市補助金等交付規則第13条及び仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱第10条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

仙台市長

印

1	交付決定額	金	円
2	既交付額	金	円
3	交付確定額	金	円
4	返納額		円

不審者情報一斉配信メール登録（変更・削除）依頼

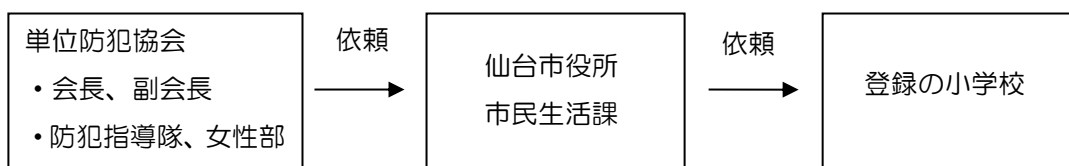
登録者： _____ 防犯協会 ⇒ 登録先： _____ 小学校
 登録先： _____ 小学校
 登録先： _____ 小学校
 登録先： _____ 小学校

依頼者氏名： _____ 依頼者連絡先： _____

（登録内容を以下に記入）

役職	ふりがな 氏名	メールアドレス	登録・変更・削除 （該当に○）
(例) 会長	せんだい いちろう 仙台 一郎	○×▲@○○△.×××.jp	○ 登録・変更・削除
			登録・変更・削除
			登録・変更・削除
			登録・変更・削除
			登録・変更・削除
			登録・変更・削除
			登録・変更・削除
			登録・変更・削除

＜登録の流れ＞



※直接小学校にお申込みいただいても構いません

防犯指導(実働)隊設置状況報告書

防犯指導(実働)隊 名 称						警察署
設 置 年 月 日			年 月 日			
連 絡 先			住 所 電話番号 氏 名			
防 犯 指 導 （ 実 働 ） 隊 員	NO	隊 員 名	入 隊 年 月 日	NO	隊 員 名	入 隊 年 月 日
	1			11		
	2			12		
	3			13		
	4			14		
	5			15		
	6			16		
	7			17		
	8			18		
	9			19		
10			20			

隊長名		副隊長名	
-----	--	------	--

防犯女性(婦人)部設置状況報告書

防犯女性(婦人)部 名 称						警察署
設 置 年 月 日			年 月 日			
連 絡 先			住 所 電話番号 氏 名			
防 犯 女 性 （ 婦 人 ） 部 員	NO	部 員 名	入 部 年 月 日	NO	部 員 名	入 部 年 月 日
	1			11		
	2			12		
	3			13		
	4			14		
	5			15		
	6			16		
	7			17		
	8			18		
	9			19		
10			20			

部長名		副部長名	
-----	--	------	--

年 月 日

防犯指導（実働）隊員簿

地区防犯協会連合会

所 属	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名		電話番号	
住 所				
職 業	勤務先		電話番号	
隊 員 歴	年 月 日	役 職	備 考	
	昭和 平成 令和 年 月 日	入 隊		
	昭和 平成 令和 年 月 日			
	昭和 平成 令和 年 月 日			
表 彰 歴				
被服	貸与	年 月 日	ベスト・ブルゾン・サイズ	帽子
	返却	年 月 日	ベスト・ブルゾン・サイズ	帽子

年 月 日

防犯女性（婦人）部員簿

地区防犯協会連合会

所 属	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏 名		電話番号	
住 所				
職 業	勤務先		電話番号	
部 員 歴	年 月 日	役 職	備 考	
	昭和 平成 令和 年 月 日	入 部		
	昭和 平成 令和 年 月 日			
	昭和 平成 令和 年 月 日			
表 彰 歴				
被服	貸与	年 月 日	ベスト・ブルゾン・サイズ	帽子
	返却	年 月 日	ベスト・ブルゾン・サイズ	帽子

年 月 日

防犯指導隊員・女性部員異動報告書

地区防犯協会連合会

地区防犯協会連合会 様

単位防犯協会名

代 表 者

NO	隊員・部員名	異動の年月日及び理由	備 考

地域安全運動実施状況報告書

地区名 _____

取扱者 _____

協 会 名	
年 月 日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
活 動 項 目	
運動の対象者	
活動の概要	
活動の効果	
(写真貼付)	

活動実施状況報告書

地区名 _____

取扱者 _____

協 会 名	
年 月 日	年 月 日 ()
場 所	
活 動 項 目	
活動の対象者	
活動の概要と 効果	
(写真貼付)	

自主防犯活動の手引き 改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	令和元年6月	初版発行
第2版	令和2年8月1日	仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱 改正
		2 組織 (1) 組織図
第3版	令和3年4月1日	仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱 改正
		2 組織 (1) 組織図
第4版	令和4年4月1日	2 組織 (1) 組織図 5 防犯パトロール説明文変更 (3) ホットスポット説明文訂正 (6) パトロールQ&A Q1 説明文訂正
第5版	令和5年4月1日	仙台市防犯団体に対する補助金交付要綱 改正
		2 組織 (1) 組織図
		1 1 傷害保険について (3) 防犯協会員団体総合保障保険 ③ 保険料：補償対象者の負担 165円～/人・年間
		裏表紙 FAX 番号 訂正
第6版	令和6年4月1日	2 組織 (1) 組織図
		1 1 傷害保険等について (1) 仙台市市民活動補償制度 ② 対象活動 (2) 普通傷害保険 ④ 補償内容 ○入院・通院 (通院) 2,500円/日

令和6年4月 作成

仙台市防犯協会連合会・仙台市市民生活課

TEL : 022-214-4261 FAX : 022-214-1091

市防連メール : cp@sendai-bouren.jp

市民生活課メール : sim004110@city.sendai.jp